

確認検査業務手数料

【建築物】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	確認申請 省エネ物件は別途加算手数料有り	中間検査	完了検査 省エネ物件は別途加算手数料有り
①三号特例建築物	100㎡以下	36,000	46,000	46,000
	200㎡以下	47,000	60,000	60,000
②木造一戸建ての住宅 地上2階以下 構造仕様規定	100㎡以下	45,000	49,000	49,000
	200㎡以下	56,000	63,000	63,000
③木造一戸建ての住宅 地上3階以下 許容応力度計算	100㎡以下	59,000	51,000	51,000
	200㎡以下	75,000	65,000	65,000
④その他	100㎡以下	66,000	51,000	51,000
	200㎡以下	82,000	65,000	65,000
	500㎡以下	138,000	92,000	92,000
	1,000㎡以下	200,000	148,000	158,000
	2,000㎡以下	270,000	194,000	209,000
	4,000㎡以下	374,000	240,000	255,000
	6,000㎡以下	462,000	337,000	352,000
	8,000㎡以下	509,000	360,000	378,000
	10,000㎡以下	556,000	383,000	403,000
	20,000㎡以下	748,000	480,000	500,000
	50,000㎡以下	956,000	577,000	607,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積	別途見積

※ ①三号特例建築物とは法第6条の4第三号の建築物とし構造計算書の添付がある場合は④その他欄の手数料とします。

※ ②・③の一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含みます。

※ ②の構造仕様規定とは、在来軸組工法又は枠組壁工法の仕様規定の範囲の計画で必要事項を仕様表等に記載し基礎伏図、小屋伏図、各階床伏図、軸組図の添付を省略したものに限り、仕様規定のただし書き等に基づく部分的な構造計算を行う場合は③の料金を適用します。

※ ③の許容応力度計算とは一貫計算ソフトを使用した在来軸組工法に限り、適用します。

【型式部材等製造者認証物件手数料】

(単位：円/非課税)

床面積合計	確認申請	中間検査	完了検査
100㎡以下	30,000	38,000	38,000
200㎡以下	41,000	47,000	47,000
500㎡以下	65,000	60,000	60,000
1,000㎡以下	106,000	93,000	98,000
2,000㎡以下	136,000	120,000	125,000

※ 構造計算書の添付がある場合は【建築物】④その他欄の手数料とします。

【昇降機・小荷物専用昇降機・工作物】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	確認申請	完了検査
昇降機・小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証を受けたもの	20,000	25,000
	上記以外のもの	35,000	40,000
工作物 (令第138条第1項)	高さ10.0m以下 (第五号の擁壁は5m以下)	35,000	35,000

※ 建築物の確認検査に昇降機の申請も含まれる場合 (法第6条第1項三号建築物の同時確認検査申請も含む) は、昇降機の区分に応じた額を加算します。

【確認申請加算手数料】

(単位：円/非課税)

区分		手数料
意匠 防火避難規定等	省エネ仕様基準 (H28告示266号：省エネ基準) (R4告示1106号：誘導基準) ・省エネ適合性判定は、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料をご確認ください	一戸建ての住宅 20,000 共同住宅等 ※ 5,000×住戸
	天空率（床面積200㎡以下） ・道路、隣地、北側各斜線ごとに加算	領域3以下 5,000 領域4以上 10,000
	天空率（床面積200㎡超） ・道路、隣地、北側各斜線ごとに加算	領域3以下 10,000 領域4以上 20,000
	バリアフリー法 第14条の審査	20,000
	土砂災害特別警戒区域内における構造検討書 ・規模等により α を加算	50,000 + α
	京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準 (確認申請時に住宅性能評価書等を添付する場合を除く)	別途見積
	崖地条例等における構造検討 ・規模等により α を加算 ・法第19条第4項による検討も含む	35,000 + α
	あらかじめの検討	別途見積
	避難安全検証法 ・区画避難、階避難、全館避難の区分・規模等により α を加算	40,000 + α
	耐火・防火区画性能検証法	別途見積
	延焼防止建築物等（令136条の2第一号口）	別途見積
	延焼防止建築物等（令136条の2第二号口）準防木3	10,000
	構造	構造上の棟数が2以上に係る加算手数料
構造ルート2・ルート3審査加算手数料		50,000円
限界耐力計算法		別途見積
エネルギー法		別途見積
特定天井		別途見積
免震建築物		別途見積
特殊な構造計画と判断したもの ・任意フレーム解析ソフトによる構造計算 ・併用構造（例：鉄骨造+木造）		30,000 + α
既存不適格建築物への遡及適用		別途見積
耐震診断付き	別途見積	

※ 共同住宅等とは、一戸建て住宅以外の住宅（長屋・共同住宅・寄宿舍・下宿）とする。

【その他の手数料】

(単位：円/税込)

区分	手数料
誤記訂正による再交付手数料	4,400
各種証明書（確認・中間・完了）発行手数料	4,400
正本閲覧手数料 ※	11,000

※ 正本の閲覧は当社職員立会いのもと閲覧頂けます（事前に閲覧日をご連絡ください）。なお複写や写真撮影並びに第三者様による閲覧はお断りしております。

【検査加算手数料】

(単位：円/非課税)

区分		手数料	
意匠 防火避難規定等	軽微な変更に関する審査（建築物）※1	軽易なもの（錯誤訂正等） 0	
		上記以外のもの 4,000	
	軽微な変更に関する審査（省エネ）※2 ・省エネ適合性判定に係る軽微な変更（ルートB）	軽易なもの 0	
		相当な審査を要するもの 4,000	
		他機関で省エネ適判の交付を受けたもの 8,000	
	軽微な変更に関する審査（省エネ） ・省エネ適判から省エネ仕様基準への変更	20,000	
		バリアフリー法 第14条の検査	20,000
		京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準 （完了検査申請時に住宅性能評価書を添付する場合を除く）	別途見積
		あらかじめの検討	別途見積
		避難安全検証法 ・区画避難、階避難、全館避難の区分・規模等により α を加算	40,000 + α
耐火・防火区画性能検証法		別途見積	
構造	限界体耐力計算法	別途見積	
	エネルギー法	別途見積	
	特定天井	別途見積	
	免震建築物	別途見積	
	既存不適格建築物への遡及適用	別途見積	
検査	追加説明書の審査手数料	別途見積	
	再検査手数料	検査申請料金と同額	
	検査予約のキャンセル（前日13時以降）	10,000	

※1 単独で提出された軽微な変更（建築物）については直後の中間若しくは完了検査手数料に加算します。また完了検査の結果により軽微な変更報告書（建築物）の提出を求めた場合も同様に検査手数料に加算します。軽微変更の手続きは1報告毎に手数料が生じますので、中間・完了検査前にできる限りまとめた手続きをお願いします。

※2 完了検査の結果により軽微な変更報告書（省エネ）の提出を求めた場合も同様に検査手数料に加算します。

【遠隔地手数料】 ※検査毎に加算する

(単位：円/非課税)

地域		手数料
京都府	京丹波町	10,000
	京丹後市・与謝野町・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市・綾部市	20,000
滋賀県	長浜市	10,000
大阪府	下記以外の地域 能勢町・豊能町・島本町・茨木市・高槻市・枚方市・寝屋川市	20,000

【省エネ適合性判定等に係る完了検査の割増料金】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	省エネ適合性判定通知書をI-PECで交付している場合	省エネ適合性判定通知書を他機関で交付している場合
一戸建ての住宅 ②～③区分	200㎡以下	10,000	20,000
その他	100㎡以下	16,000	33,000
	200㎡以下	24,000	49,000
	500㎡以下	35,000	71,000
	1,000㎡以下	44,000	88,000
	2,000㎡以下	49,000	99,000
	4,000㎡以下	55,000	110,000
	6,000㎡以下	60,000	121,000
	8,000㎡以下	66,000	132,000
	10,000㎡以下	71,000	143,000
	20,000㎡以下	99,000	198,000
	50,000㎡以下	110,000	220,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積

※仮使用認定において省エネ検査を伴う場合は上記面積区分に応じた手数料を仮使用認定申請時及び完了検査時に加算します。

※上記手数料はモデル建物法を想定しており標準入力法の場合は別途応談とします。

※一戸建ての住宅とは、令130条の3に規定する兼用住宅を含み、木造の在来軸組工法に限ります。

※以下のいずれかの手続きで省エネの適合性を判断した場合は上記料金を加算します。(建設評価書の交付を受ける場合は除きます。)

- 1.省エネ適合性判定 (建築物省エネ法11条1項)
- 2.設計住宅性能評価 (建築物省エネ法規則2条2号)
- 3.長期優良住宅認定書 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 4.長期使用構造等の確認 (建築物省エネ法規則2条3号)
- 5.省エネ法の大員認定 (建築物省エネ法規則8条1号)
- 6.性能向上認定 (建築物省エネ法規則8条2号)
- 7.低炭素認定 (建築物省エネ法規則8条3)

【仮使用認定】

(単位：円/非課税)

区分	床面積合計	手数料
型式適合認定建築物	100㎡以下	57,000
	200㎡以下	70,000
	500㎡以下	90,000
	1,000㎡以下	147,000
	2,000㎡以下	187,000
その他	100㎡以下	78,000
	200㎡以下	99,000
	500㎡以下	141,000
	1,000㎡以下	237,000
	2,000㎡以下	313,000
	4,000㎡以下	382,000
	6,000㎡以下	528,000
	8,000㎡以下	567,000
	10,000㎡以下	604,000
	20,000㎡以下	750,000
	50,000㎡以下	910,000
	50,000㎡超	別途見積

※ 仮使用認定の申請をする建築物に昇降機等が含まれる場合は上記手数料に昇降機等の完了検査手数料を加算します。

※ 昇降機・小荷物専用昇降機及び工作物の仮使用認定手数料はそれぞれの完了検査手数料と同額とします。

■確認手数料

- 1.原則として確認申請書に記載する申請部分の面積を手数料算定床面積とします（新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更においても同じ）。
- 2.同一棟増築や部分的な改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替または用途変更の場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分（同一棟）の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定床面積とします。ただし申請以外の部分の確認審査が限定的な場合は加算面積を減額できるものとします（検査手数料についても同じ）。
- 3.追加説明書の審査が必要な場合は、当初の確認検査手数料と同額を再審査手数料とします。ただし再審査範囲が限定される場合は10,000円を下限に減額できるものとします。
- 4.審査に要した時間が設計者に起因する事情等により弊社が想定する審査時間を上回る場合は確認手数料を加算することがあります。

■計画変更手数料

- 1.計画変更確認申請を行う場合の手数料算定の床面積は、意匠、構造又は設備毎に当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2で算定します。床面積の合計の上限は、計画変更後の建築物の延べ床面積とします。また、床面積に反映されない変更については別途応談とします。
- 2.建築面積のみが発生する場合には、建築面積を床面積と読み替え適用します。
- 3.他機関（特定行政庁含む）にて確認済証の交付を受けた物件の計画変更確認申請は、新規の確認申請とみなして手数料を算定します。
- 4.【建築物】の計画変更申請のうち小規模な変更（敷地面積減少や配置変更等）に限られる場合の手数は36,000円とします。
- 5.【型式部材等製造者認証】の計画変更申請のうち小規模な変更（敷地面積減少や配置変更等）に限られる場合の手数は30,000円とします。

■検査手数料

- 1.他機関（特定行政庁含む）にて確認済証の交付を受けた物件の中間検査、仮使用認定及び完了検査の場合は、新規の確認申請とみなして確認手数料を検査・認定手数料に加算します。ただし、手数料加算は初回のみとし、二回目以降の中間検査、仮使用認定及び完了検査の申請時には手数料の加算は行いません。
- 2.遠隔地手数料表に記載のある市町村等は、それぞれの遠隔地手数料が必要となります。一箇所複数物件を同時に検査する場合の料金につきましては別途ご相談下さい。
- 3.再検査を実施する場合は、当初の検査手数料と同額を再検査手数料とします（遠隔地の遠隔地追加検査手数料を加算した金額）。ただし再検査範囲が限定される場合は10,000円を下限に減額できるものとします。
- 4.完了検査時に軽微な変更ではなく、本来検査申請前に計画変更を行うべき変更内容を追加説明書で報告する場合には、計画変更と同等の手数を追加加算する場合があります。
- 5.仮使用認定申請の手数料算定面積は仮使用部分の面積とし、その後の完了検査手数料算定面積には仮使用認定部分の面積を除外して算定します。ただし仮使用認定申請を他機関（特定行政庁含む）で行っている場合は除外して算定することはできません。
- 6.省エネ判定対象建築物の完了検査において、検査対象範囲が少なく検査時間の短縮が認められる場合は割増料金を減額できるものとします。

■共通

- 1.手数料の納付は各種受付時に銀行振込又は現金でお願いします。銀行振込でお支払いの場合は各種受付日までにご入金をお願いします。なお銀行振込にてお支払いいただいた際に発行される「振込明細書」または「ご利用明細書」をもって、原則として領収書の代わりとさせていただきます。
- 2.書面交付による確認済証等の再発行はしていません。交付済であることの各種証明書（確認済証・中間検査合格証・完了検査証）については、【その他の手数料】表に準じます。
- 3.誤記訂正により確認済証等を再交付する場合は、【その他の手数料】表に準じます。
- 4.確認検査手数料は「計画通知」の手数料についても同様に準用します。
- 5.本規程に定めのない事項については別途協議し定めることができるものとします。

■付則

- 1.本手数料は令和7年4月1日の本受付分より適用します。
- 2.令和7年3月31日以前に確認済証を交付した中間検査又は完了検査の手数は従前の手数を適用します。
- 3.令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、法第6条区分が変更となり確認の特例外となる建築物で追加審査が必要な場合は、以下の手数料を検査申請時に加算します。なお追加審査が構造計算書一式となる場合は計画変更の手続きを行ってください。
 - ・特定木造建築物に係る構造仕様規定の審査が必要な場合 15,000円（非課税）・・・中間検査申請時
 - ・仕様基準による省エネ基準の審査が必要な場合 20,000円（非課税）・・・完了検査申請時
- 4.令和7年3月31日以前に確認を受付し令和7年4月1日以降に確認済証を交付する建築物のうち法第6条区分が変更となり確認の特例外となる建築物については、令和7年4月1日施行する手数料を適用します。